

**おおたスポーツアカデミー〔本校・支部〕各部活動  
感染拡大予防ガイドライン 第2版**

令和3年2月16日  
おおたスポーツアカデミー事務局

**1. 家庭における健康管理について**

- ①活動参加（自宅を出る）前には、必ず検温並びに健康状態の確認（頭痛や咳、倦怠感など風邪の諸症状や臭覚、味覚の障害があるかどうか）を行い、37.0℃以上の熱がある場合は、参加を控える。また、家族の中に、感染者または濃厚接触者が発生した場合も、活動への参加は控える。
- ②37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪の諸症状等がある場合は、活動への参加は控えるとともに、①、②の理由で活動を休む際は、事務局に連絡をする。
- ③講師及び講師の家族、受講生及び受講生の家族がPCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合、感染者となった場合は、活動参加は禁止とし、保健所など専門機関の指示を受けるとともに、おおたスポーツアカデミー事務局に必ず連絡する。
- ④夏季、冬季問わず、水分補給は必要不可欠であるため、飲み物は必ず持参する。
- ⑤疲労により感染リスクが高まることから、十分な休養と睡眠・栄養を確保し、規則正しい生活習慣のもと、健康管理に努める。

**2. 活動前の対応について**

- ①活動場所に到着したら、受講生は講師に、「健康観察記録表」を必ず提出する。提出がない場合は、見学とする。健康観察記録表の提出は、スマートフォンからの送信でも可とする。
- ②37.0℃未満であっても、風邪の諸症状が見られる場合は、帰宅させる。
- ③活動前・終了後は、必ず手洗いをを行う。できない場合は、アルコールを含んだ、手指消毒薬で確実にを行う。

**3. 活動中の対応について**

- ①受講生の感染リスク回避や健康保持・安全確保の観点から、講師は、適切な配置の基に指導を行うとともに、実態把握に努める。
- ②長期間、活動が休止された場合は、受講生の「スポーツ傷害のリスク」を避ける段階的な指導に努める。
- ③3密（密閉・密集・密接）にならないよう、細心の注意を払う。  
※格技系種目（柔道、空手道、レスリング、フェンシング）において、密接は避けがたい練習メニューを行う場合は、リスク低減のため、本数を減らす、組数を減らす、時間を短縮するなど、工夫する。
- ④室内種目は、必ず「換気」をして活動する。
- ⑤蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなどの共用部分は、できるだけ触れる回数を減らす。
- ⑥活動時においても、講師、受講生全員がマスクを着用する。ただし、活動内容により、マスクをしていることが、身体へのリスクが高まると思われる場合は、代表講師及び本人の判断により、マスクを外してよいこととする。
- ⑦休憩時間はマスクを着用し、手洗いはまたは手指の消毒、練習道具等の消毒を行う。
- ⑧保護者の見学は、原則自粛とするが、見学する場合は、代表講師の許可を得たうえで、手洗いはまたは手指を消毒する、健康観察記録表を提出する、見学中は、3密を避ける、マスクを着用する、発声はしない、以上のことを遵守する。
- ⑨講師は、各競技団体のガイドラインを遵守し、適切な対応を行うものとする。

**4. 活動終了後の対応について**

- ①他者との接触を可能な限り避けるため、速やかに帰宅する。帰宅後は、直ちに手洗い、うがいをして、着替える。
- ②活動終了後、密を避けるために、一斉に帰宅させないように、時間差等により分散する。
- ③ゴミは各自持ち帰ること。

## 5. 講師の安全対策について

- ①活動参加前に、必ず検温並びに健康状態をチェックし、37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪の諸症状がある場合、臭覚、味覚の障害があった場合は、活動への参加を控える。
  - ②可能な限り、真正面での説明や会話は避ける。また、受講生や講師間の距離を、できるだけ離す（2m以上）とともに、大声を出すことは控える。近距離（2m以内）で大声を出す場合は、マスクを着用する。
  - ③活動前・活動後は、必ず手洗いまたは手指の消毒を行う。
  - ④講師は、受講生から提出された「健康観察記録表」を受領し、事務局へ提出する。健康観察記録表の提出は、スマートフォンからの送信でも可とする。また、講師も必ず、健康観察記録表を提出する。
- ※「施設利用届」、「学校体育施設開放事業利用届」は、事務局から施設管理担当課へ提出する。

## 6. 感染者等が出た場合について

- ①講師及び講師の家族、受講生及び受講生の家族が、感染者または濃厚接触者となった場合は、別途定める「おおたスポーツアカデミー新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を基に、事務局が対応を図る。

## 7. その他

- ①支部の活動に対しては、「1」「2」「5」にある、連絡や提出の義務はないこととするが、基本的な活動内容については、このガイドラインを準用すること。